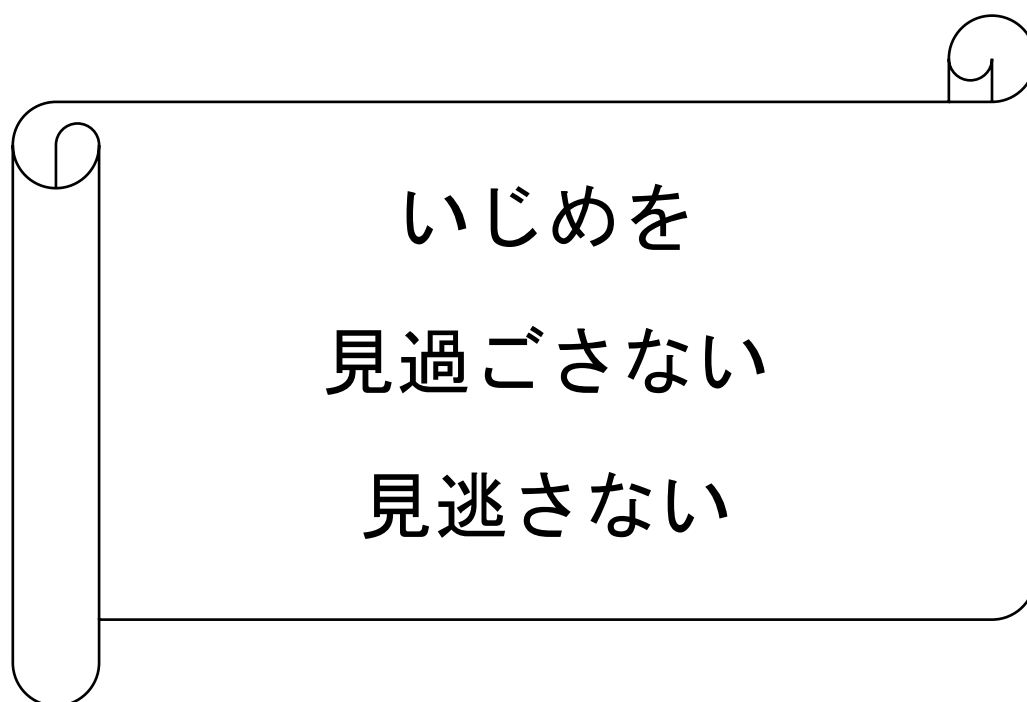


学校いじめ防止基本方針



茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校

平成30年6月

(令和3年9月改定)

目 次

1	いじめの定義	1
2	いじめに対する基本姿勢	1
3	いじめの防止等に関する取組内容	
	(1) いじめの未然防止のための取組	2
	(2) いじめの早期発見のための取組	2
	(3) いじめの早期解決のための取組	3
	(4) 家庭・地域との連携	3
	(5) インターネット上のいじめへの対応	4
4	「いじめ防止対策委員会」の設置	
	(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成	4
	(2) 活動内容	4
5	重大事態への対処	
	(1) 「緊急対策委員会」の構成	5
	(2) 活動内容	5
6	その他	5

茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめの定義」とは、次のような内容です。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

なお、起こった場所は、学校の内外を問わず、児童等本人がいじめと感じたものは、すべていじめとして捉えます。

- 「一定の人的関係にある」者とは、学校の内外を問わず、当該児童等が関わっている仲間や集団などで、当該児童等と何らかの人的関係にある者を指します。
- 「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的にはないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかったり、隠したりすることも指します。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立つて行う必要があります。

2 いじめに対する基本姿勢

いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、次の視点をもって、いじめ問題に向き合っていきます。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの学校のどの子どもにも起こり得る。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」と言われる周囲の子どもも含めて対応していく必要がある。
- いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

る。

3 いじめの防止等に関する取組内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- 子どもたちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 子どもたちが、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けます。
- 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、家庭や地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で子どもを見守る体制づくりの構築に努めます。
- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について、校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- 子どもの少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、子どもと関わる時間を多くするよう努めます。
- 教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- 発達障害を含む障害のある子ども、海外から帰国した子ども、災害により被災や避難した子ども等、配慮が必要な子どもについては、子どもの特性や状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの早期発見のための取組

- いじめを早期に発見するため、在籍する子どもに対する定期的な調査として、次のとおり実施します。
*学校生活アンケート調査 年2回(6月・12月)
- 子ども及び保護者が、いじめに関する相談を行うことができるよう、次のとおり、相談体制を整備します。
*スクールカウンセラーの活用(月1回来校)
*心の教育相談員の活用(週4日勤務:個別相談)
*いじめの相談窓口の広報
- 相談・通報のあった事案は、担任・教育相談コーディネーター・学年主任等を通して、情報共有に努めます。
- 学校と家庭が、子どもの様子について情報共有が円滑にできるよう、日頃から連携を密にしていきます。
- いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、い

じめの態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員の資質や能力の向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組

- いじめを受けている疑いがある場合は、いじめの事実の有無の確認を迅速に行うとともに、子どもたちへの支援・指導を、チームで適切に行います。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識の下、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を速やかに確保します。
- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であること、いじめが及ぼす心身の影響などを指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った子ども及びその保護者に対して、適切な助言や支援を行います。
- いじめを見ていた子どもにも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- はやし立てたり同調したりしている子どもに対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために、必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茅ヶ崎市教育委員会及び茅ヶ崎警察署等と連携して対処します。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

(4) 家庭・地域との連携

- 学校や家庭、地域での子どもの様子について情報を共有できるよう、保護者や地域の関係団体等との連携を密にし、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- 学校は、いじめの問題をより良く解決するために、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援していきます。
- いじめを受けた子どもに対しては、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、安全安心な学校生活を送れるよう、適切な助言や支援を行っていきます。
- いじめを行った子どもに対しては、毅然とした姿勢で指導するとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行っていきます。

(5) インターネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめについては、発信された情報が急速に拡散してしまう特性があることから、インターネット上のいじめを防止し、適切に指導することができるよう、子どもや保護者に対し、情報モラル教室等、必要な啓発活動を行います。

4 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置します。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、次の区分に従い各教職員が速やかに調査・対応を開始し、調査・対応結果を管理職（校長・教頭）に報告します。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

次の区分に応じ、下記メンバーを基本構成員とします。

<定例会（5月・2月に実施）>

校長・教頭・児童指導支援担当者・学年主任・教育相談コーディネーター・養護教諭

<軽微と思われる事案の調査・対応>

当該学年主任・当該学年職員

※調査・対応の過程で、軽微と思われない事案であると判断を改めた場合は、次のメンバーに構成員を拡充する。

<軽微と思われない事案の調査・対応>

児童指導支援担当・教育相談コーディネーター・当該学年主任・当該学年職員・養護教諭

※対応を適切に行うために、追加の構成員（外部の専門職含む）が必要と思われる場合は、基本構成員が管理職に相談し、校長が、事案に応じた補充構成員を任命します。

(2) 活動内容

- いじめ防止基本方針の検討
- いじめに関する相談・通報への対応と検討
- いじめの事実確認のための情報収集
- いじめ事案の報告

5 重大事態への対処

いじめにより、子どもの生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いが

ある場合や、相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に報告します。また、茅ヶ崎市教育委員会が、学校主体で調査を行うと判断した場合は、「緊急対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急対策委員会」の構成

<基本構成員>

校長・教頭・児童指導支援担当者・教育相談コーディネーター・当該学年職員・養護教諭・教育委員会担当者

<追加の構成員>

※教育委員会と検討し、校長が任命します。

※専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- いじめの重大事態に関する調査
- いじめを受けた子ども及びその保護者に対する調査の経過・結果の情報提供及び説明
- いじめを行った子ども及びその保護者に対する調査の経過・結果の情報提供及び説明
- 茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
※茅ヶ崎市教育委員会を通じて、調査結果を市長に報告する。その際、いじめを受けた子どもまたはその保護者は、調査結果に係る所見を添えることができる。

6 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に本校の取組を評価します。

- いじめの未然防止・早期発見に係る取組に関すること
- いじめの早期解決・再発防止に係る取組に関すること

※本方針に明記されていない部分については、関係法令や各種ガイドラインを参照しながら、対応していきます。